

令和 8年 1月

お客さま各位

滋賀中央信用金庫

## 法人インターネットバンキング 1日あたりの都度振込限度額の設定について

平素は格別のお引き立てをいただき、厚く御礼申し上げます。

昨今、インターネットバンキングを悪用した詐欺被害等が全国的に急増しており、多額の被害が発生しているとの報道がされております。

当金庫では、金融庁および警察庁からの要請を踏まえ、お客さまの大切な財産を守るため金融犯罪による被害防止に向けた対策として、法人インターネットバンキングの1日あたりの都度振込限度額の設定を下記の通り実施させていただくことと致しました。

ご不便をおかけ致しますが、何卒ご理解とご協力をいただきますようお願い申し上げます。

### 記

#### 1. 1日あたりの都度振込限度額の設定

一律で都度振込の振込限度額を下記金額に変更させていただきます。

##### (1) 1日あたり振込限度額

30,000千円

##### (2) 1回あたり振込限度額

30,000千円

- 既に30,000千円以下で設定されている口座については変更いたしません。
- 1日当り振込限度額30,000千円以外をご希望のお客様は、所定の申込書に必要事項をご記入いただき、お取引店にご提出ください。

#### 2. 設定予定日

令和 8年 3月 1日以降、順次設定させていただきます。

#### 3. その他

今回設定する振込限度額は都度振込のみとなります。

ご不明な点がございましたら、お取引店へお問合せください。

以 上